

新旧対照表

○青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成23年 8 月 1 日実施）

改正後	現行	備考
1 目的 この要綱は、<u>成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護の推進を図るため、</u> <u>成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人</u>（以下「成年後見人等」という。）の報酬費用を負担することが困難である者に対して、青梅市（<u>以下「市」という。</u>）が予算の範囲内において助成を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。 2 対象者 成年後見人等の報酬費用の助成（以下「助成」という。）の対象者は、<u>青梅市成年後見制度にかかる市長による審判請求手続等に関する要綱（平成16年2月1日）</u>にもとづき、<u>青梅市長（以下「市長」という。）が行った成年後見の開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）または審判の対象者、配偶者もしくは4親等内の親族が行った審判請求により、後見等が開始された者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 次のアまたはイのいずれかに該当すること。</u> <u>ア 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置の実施機関または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による介護給付費の決定機関（以下これらを「保険者等」と</u>	1 目的 この要綱は、<u>青梅市長（以下「市長」という。）が青梅市成年後見制度にかかる市長による審判請求手続等に関する要綱（平成16年2月1日実施。以下「審判請求手続等要綱」という。）</u>にもとづき<u>成年後見の開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）</u>を行った場合に、<u>後見等の開始後の</u>成年後見人____、保佐人<u>または</u>____補助人____（以下「成年後見人等」という。）の報酬費用を負担することが困難である者に対して、青梅市____が予算の範囲内において助成を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。 2 対象者 成年後見人等の報酬費用の助成（以下「助成」という。）の対象者は、<u>審判請求手続等要綱</u> ____にもとづき<u>市長が審判請求を行い</u> ____、後見等が開始された者のうち、次の<u>いずれかに</u> ____該当するものとする。	

いう。)が市以外の市区町村となっているものを除く。 <u>イ 市の区域外の施設等への入所、入居等に伴い転出した者で、保険者等が市となっているもの</u> <u>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。</u> <u>ア およびイ 略</u> <u>ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者</u> 3 助成対象費用および助成の額 助成対象費用および助成の額は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) _____ 助成の額は、家庭裁判所が決める報酬の額の範囲内とし、福祉施設等に入所し、または病院に入院している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。 (3) 略 4 および 5 略 6 届出の義務 <u>青梅市成年後見人等報酬費用助成金（以下「助成金」という。）</u>の受給者（以下「受給者」という。）は、受給年の所得の状況等を当該年終了後1月以内に市長に報告するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要件の生じた後1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 第2項各号に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。 (3) 略 7～10 略 11 経過措置 (1)～(5) 略 <u>(6) この要綱の一部改正は、令和6年12月1日から実施する。</u> 様式（省略）	(1) および (2) 略 <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</u> 3 助成対象費用および助成の額 助成対象費用および助成の額は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>成年後見人等の報酬に対する</u>助成の額は、家庭裁判所が決める報酬の額の範囲内とし、福祉施設等に入所_____している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。 (3) 略 4 および 5 略 6 届出の義務 <u>助成金</u> _____ の受給者（以下「受給者」という。）は、受給年の所得の状況等を当該年終了後1月以内に市長に報告するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要件の生じた後1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 第2項 _____ に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。 (3) 略 7～10 略 11 経過措置 (1)～(5) 略 様式（省略）
--	--

事務連絡

令和5年5月30日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。）」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事例が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業（以下「R4調査研究事業」という。）」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

記

1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R 4 調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。R 4 調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているので、参考としてください。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル (新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R 4 調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いします。

3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のK P I では、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R 4 調査研

究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のK P I や上記調査結果を踏まえ、

- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

6 好事例自治体の取組について

R 4 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて
＜参考事例集＞

【R 4 調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の
推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線：3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

電話：03-5253-1111（内線：2297）

E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）

E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

障障発 0 3 3 0 第 11 号
 障精発 0 3 3 0 第 21 号
 老計発 0 3 3 0 第 13 号
 平成 12 年 3 月 30 日
 (一部改正) 障障発第 0729001 号
 障精発第 0729001 号
 老計発第 0729001 号
 平成 17 年 7 月 29 日
 (最終改正) 障障発 1126 第 1 号
 障精発 1126 第 1 号
 老認発 1126 第 2 号
 令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
 市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
 (公 印 省 略)
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
 (公 印 省 略)
 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
 (公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
 基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 11 号、障精発 0330 第 21 号、老計発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成 17 年 7 月 29 日付け障障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手續の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第 10 条の 4 又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添 3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては 800 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは 1,600 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは 2,400 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては 2,600 円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第 4 項、第 876 条の 2 第 2 項及び第 876 条の 7 第 2 項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要な医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添 4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないように、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
 ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。
- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができる。
 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
 ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。
- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。